

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

富山県知事
石井 隆 一 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号	1,6								
-----------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン トイデフクシカイ 社会福祉法人 戸出福祉会								
主たる事務所の所在地	〒	939-1131 富山県 高岡市 醍醐 1257番地								
	電話番号	0766-62-0010				FAX 番号	0766-62-0070			
事業所等の名称	フリガナ 名称	「別紙一覧表による」						提供するサービス		
	〒	都・道 府・県								
事業所の所在地	電話番号					FAX 番号				
	複数の事業所ごと一括して提出する場合の一括して提出する事業所数					特定加算(I)	(13) 事業所			
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。					特定加算(II)	(1) 事業所				

①	算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (I II) ・別紙一覧							
②	賃金改善実施期間	令和 元年 10月 ~ 令和 2年 3月							
③	令和元年度分介護職員等特定処遇改善加算総額	10,356,230 円							
④	賃金改善所要額 (i - ii)	10,378,280 円							
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	383,415,643 円							
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	373,037,363 円							
⑤	経験・技能のある介護職員 (㊶) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	144,734 円							
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	86,187,306 円							
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	79,761,106 円							
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	44.4 人							
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者								19人】
	設定できない場合の説明 (該当する項目に○をつけること。)	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 その他 () 							
	⑥	他の介護職員 (㊷) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	70,196 円						
⑥	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	90,391,072 円							
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	86,438,992 円							
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	56.3 人							
⑦	その他の職種 (㊸) における平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	0 円							
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	206,837,265 円							
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	206,837,265 円							
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	133.5 人							
【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金								円】	
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㊶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「経験・技能のある介護職員」については、一時金として常勤者 151,800 円、非常勤はそれを常勤換算し支給した。よって平均 144,734 円増額した。 「他の介護職員」については、一時金として常勤者 74,850 円、非常勤はそれを常勤換算し支給した。よって平均 70,195 円増額した。 「その他の職種」については支給しなかった。 「経験・技能のある介護職員」の基準設定は、介護福祉 							

	<p>士且つ勤続 10 年以上とする。及び前職経験年数を 8 割+当法人年数=10 年以上とする。</p> <p>上記において 10 年に満たなくとも、介護福祉士且つ副主任以上の役職者で現在介護職としても実働している者とする。</p>
--	---

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類 2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類 3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 20 日 (法 人 名) 社会福祉法人 戸出福祉会

(代表者名) 理事長 高 嶋 一 正 印

介護職員処遇改善実績報告書(令和元年度)

富山県知事 石井 隆一 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン トイデフクシカイ 社会福祉法人 戸出福祉会		
主たる事務所の所在地	〒	939-1131		
	富山 府 県	高岡市醍醐	1257番地	
	電話番号	0766-62-0010	FAX 番号	0766-62-0070
事業所等の名称	フリガナ 名称	「別紙一覧表による」		提供するサービス
事業所の所在地	〒			
	都・道 府・県			
	電話番号		FAX 番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ)		
②	賃金改善実施期間	平成 31年 4月 ~ 令和 2年 3月		
③	令和元年度分介護職員処遇改善加算総額	円		
④	賃金改善所要額 (i - ii)	円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円		
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合				
⑤	令和元年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算 (I) による算定額から加算 (II) による算定額を差し引いた額)	21,163,245 円		
⑥	賃金改善所要額 (iii - iv)	28,043,418 円		
	iii) 加算 (I) の算定により賃金改善を行った賃金の総額	434,294,873 円		
	iv) 初めて加算 (I) を取得する月の前年度の賃金の総額	406,251,455 円		
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員基本給を介護職員平均 2,922 円/月増額した ・ パート職員は平均 2,812 円/月増額した。資格手当増額。 ・ 常勤介護職員に対して処遇改善手当月額 2,000 円、パート職員は 500 円/月支給した。賞与时一時金支給した。 		

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④ i) 及び⑥ iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・ 添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
 - ・ 添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
 - ・ 添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2年 7月 20日 (法人名) 社会福祉法人 戸出福祉会

(代表者名) 理事長 高嶋 一 正 印